

令和元年度 第1回たつの市地域公共交通会議 次 第

日 時 令和元年6月24日（月）午後2時～
場 所 揖龍広域センター2階講座室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 協議事項

- (1) 平成30年度事業報告及び歳入歳出決算報告について
- (2) 令和元年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について
- (3) たつの市地域公共交通網形成計画実施状況の確認及び評価・検証について
- (4) たつの市地域公共交通網形成計画推進事業の実施について
 - ① 公共交通利用実態調査の実施について
 - ② モビリティ・マネジメント（MM）の実施について
- (5) 市民乗り合いタクシー運行管理業務委託事業者の変更及び令和元年度地域内フィーダー系統確保維持計画の改正について
- (6) 令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の策定について

4 閉 会

令和元年度たつの市地域公共交通会議委員名簿

No.	役員	WG委員	種 別	団 体 名 等	役 職	氏 名	備 考
1	会長	○	市民団体代表	たつの市連合自治会	副会長	シ満 だ 仁 弘 田 邦 弘	
2	副会長	○	市民団体代表	たつの市連合婦人会	会 計	シ下 ぼう 仁 美 房 仁 美	
3	監事	○	市民団体代表	たつの市老人クラブ連合会	会 長	シ重 も 文 夫 本 文 夫	
4			市民団体代表	たつの市観光協会	副会長	キ木 ズ 眞 人 津 眞 人	新規
5			市民団体代表	たつの市商工会	副会長	加勝 ま 加 弘 間 一 博	新規
6			市民団体代表	たつの市P T A協議会	副会長	カ塚 も 利 仁 本 師 仁	新規
7			市民代表	公募委員（龍野）	—	刈 加 茂 夫 栗 川 昭 夫	
8	監事		市民代表	公募委員（新宮）	—	バ橋 も 芳 行 本 芳 行	
9			市民代表	公募委員（揖保川）	—	ヨ横 や 伸 一 家 伸 一	
10			市民代表	公募委員（御津）	—	カ塚 も 茂 昭 本 敏 昭	
11			交通事業者職員	神姫バス株式会社	姫路営業所 所長	イ池 だ 弘 幸 池 田 弘 幸	新規
12		○	交通事業者職員	株式会社ウエスト神姫	取締役 業務部長	ム村 が 正 弘 村 上 正 弘	
13			交通事業者職員	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 神戸支社	総務企画課長	アキ や 比 利 則 秋 山 秀 則	
14			公益社団法人兵庫県バス 協会の指名する者	公益社団法人 兵庫県バス協会	専務理事	ミズ タ 節 男 水 田 節 男	新規
15		○	交通事業者職員兼一般社 団法人兵庫県タクシー協 会の指名する者	一般社団法人 兵庫県タクシー協会 （赤とんぼ交通株式会社）	監事 (代表取締役)	加河 い 利 宜 河 合 利 宜	新規
16			一般乗合旅客自動車運送事業者 の事業用自動車の運転者が組織 する団体の指名する者	神姫バス労働組合	副執行委員長	マ濱 だ 崇 弘 濱 田 崇 弘	
17			国土交通省近畿運輸局神 戸運輸監理部兵庫陸運部 長の指名する者	国土交通省神戸運輸監理部 兵庫陸運部	首席運輸 企画専門官	イ岩 ノ 住 之 岩 野 住 之	
18			国土交通省近畿地方整備 局姫路河川国道事務所 長の指名する者	国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	道路管理 第二課長	タ竹 けい 浩 二 竹 内 浩 二	
19			兵庫県西播磨県民局龍野 土木事務所長の指名する 者	兵庫県西播磨県民局 龍野土木事務所	所 長	オ大 加 豊 成 大 川 豊 成	新規
20			兵庫県関係行政機関 職員	兵庫県西播磨県民局 光都土木事務所	所長補佐	キ木 けい 圭 祐 木 村 圭 祐	新規
21			兵庫県たつの警察署 長の指名する者	たつの警察署	交通課長	タ北 けい 正 彦 北 村 正 彦	
22			交通会議の運営に必 要と認める者	たつの市議会	経済建設 常任委員会 委員長	カ ば 原 要 柏 原 要	新規
23			たつの市関係機関職員	たつの市	副市長	イ井 上 彰 悟 井 上 彰 悟	
24			たつの市関係機関職員	たつの市健康福祉部	部 長	ト富 い 静 也 富 井 静 也	新規
25			たつの市関係機関職員	たつの市都市建設部	部 長	カ梶 も 秀 人 梶 本 秀 人	

(順不同)

平成30年度事業報告及び歳入歳出決算報告について

平成30年度 たつの市地域公共交通会議 事業報告

1 市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の市内全域運行

市内での買い物や通院等の日常生活における移動を支えるとともに、鉄道やバスまでの移動手段を確保する支線としての役割を担う市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」を市内全域で運行した。

平成30年 8月1日 予約期限を運行時間の2時間前から1時間30分前に短縮

2 コミュニティバスの運行

市内の交流を支える幹線としての役割を担うコミュニティバス（南北連結ルート）を運行し、利用状況や沿線環境の変化等に応じて、きめ細かく運行内容の見直しを行うとともに、ＩＣカードによる料金支払いシステムの普及啓発に努めた。

3 播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス「てくてくバス」の運行

光都を経由して本市と上郡町を結ぶ播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス（愛称：「てくてくバス」）を運行し、利用状況や沿線環境の変化等に応じて、きめ細かく運行内容の見直しを行い、利便性の向上に努めた。

平成30年 4月2日 運行ルート上にある8つの路線バス停留所を圏域バスの停留所として新設
便数を4便から5便に増やすと共に、播磨科学公園都市内の施設をより利用しやすいダイヤに改正
平成31年 2月1日 播磨科学公園都市内に5つのバス停を新設

4 公共交通利用実態調査の実施

コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーについて、利用者の満足度や利用意向を調査することにより、今後の運行内容の改善・充実に向けた基礎資料とした。

	コミュニティバス 利用者アンケート調査	市民乗り合いタクシー 利用者ヒアリング調査
調査対象者	コミュニティバス利用者（配布 244人・回収 101人）	市民乗り合いタクシー利用者（316人）
調査日	平日：平成30年9月11日（火） 休日：平成30年9月8日（土）	平日：平成30年9月11日（火） 休日：平成30年9月8日（土）
調査方法	アンケート調査票の配布（調査員が車内で配布、後日郵送で回収）	利用者へのヒアリング（調査員が車内でヒアリング）
調査項目	- 調査当日の利用状況 - 昨年度と比べた利用状況の変化 - コミュニティバスに対する満足度 - コミュニティバスに対する意見・要望	- 調査当日の利用状況 - 昨年度と比べた利用状況の変化 - 市民乗り合いタクシーに対する満足度 - 市民乗り合いタクシーに対する意見・要望

5 モビリティ・マネジメント（MM）の実施

たつの市地域公共交通網形成計画における計画目標3「地域と一体となって育てる」を達成するため、市民乗り合いタクシーの利用が進んでいない地区の住民と市内の中学生を対象とした「モビリティ・マネジメント（MM）」を実施した。

	市民を対象としたMM	中学生を対象としたMM①	中学生を対象としたMM②
実施対象者	市民乗り合いタクシーの利用が進んでいない地区に居住している 65 歳以上の方（配布 2,055 人・回収 703 人）	たつの市立揖保川中学校の生徒（1 年生：101 人）	たつの市立御津中学校の生徒（1 年生：89 人）
実施日	平成 30 年 8 月 14 日（火）～平成 30 年 10 月 10 日（水）	平成 30 年 7 月 13 日（金）	平成 30 年 11 月 6 日（火）
実施内容	- 市民乗り合いタクシーの利用が進んでいない地区に居住している方の、普段の外出状況や市民乗り合いタクシーの利用意向を把握するためにアンケート調査を実施 - アンケート結果に加えて、調査で回答の多かった外出先に、市民乗り合いタクシー等を利用していく場合の利用方法の例や、市内の公共交通の紹介を掲載した調査結果概要版を作成し、各自治会に回覧	- 公共交通の利用に対する意識の醸成を目的として、生徒を対象とした「動機付け冊子」の説明、「移動プラン」の作成、コミュニティバスの体験乗車会を実施 - 保護者を対象とした事後アンケート調査を実施し、公共交通の利用状況の変化を把握	- 公共交通の利用に対する意識の醸成を目的として、生徒を対象とした「動機付け冊子」の説明、「たつの市おでかけ時刻表」に関する説明と実習、コミュニティバスの体験乗車会を実施 - 保護者を対象とした事後アンケート調査を実施し、公共交通の利用状況の変化を把握

6 会議の開催状況

開催年月日	会議名	内容
平成30年6月18日	第1回たつの市地域公共交通会議ワーキンググループ会議	(1) 平成29年度事業報告及び歳入歳出決算報告について (2) 平成30年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について (3) コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの利用状況について (4) 市民乗り合いタクシー予約期限の変更（案）について (5) たつの市地域公共交通網形成計画実施状況の確認及び評価・検証について (6) たつの市地域公共交通網形成計画推進事業の実施について ①公共交通利用実態調査の実施について ②モビリティ・マネジメント（MM）の実施について (7) 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
平成30年6月25日	第1回たつの市地域公共交通会議	(1) 平成29年度事業報告及び歳入歳出決算報告について (2) 平成30年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について (3) コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの利用状況について (4) 市民乗り合いタクシー予約期限の変更（案）について (5) たつの市地域公共交通網形成計画実施状況の確認及び評価・検証について (6) たつの市地域公共交通網形成計画推進事業の実施について ①公共交通利用実態調査の実施について ②モビリティ・マネジメント（MM）の実施について (7) 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
平成30年11月28日	第2回たつの市地域公共交通会議ワーキンググループ会議	(1) コミュニティバスの利用状況及び利用者アンケート調査の実施結果について (2) 市民乗り合いタクシーの利用状況及び利用者ヒアリング調査の実施結果について (3) 播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの利

		用状況について (4) 播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスのバス停の新設及びダイヤ改正（案）について (5) モビリティ・マネジメント（MM）の実施結果について ① 市民乗り合いタクシー利用促進に係る地区別MMの実施結果について ② 中学生対象モビリティ・マネジメント（MM）の実施結果について
平成30年12月10日	第2回たつの市地域公共交通会議	(1) 役員の改選について (2) コミュニティバスの利用状況及び利用者アンケート調査の実施結果について (3) 市民乗り合いタクシーの利用状況及び利用者ヒアリング調査の実施結果について (4) 播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの利用状況について (5) 播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスのバス停の新設及びダイヤ改正（案）について (6) モビリティ・マネジメント（MM）の実施結果について ① 市民乗り合いタクシー利用促進に係る地区別MMの実施結果について ② 中学生対象モビリティ・マネジメント（MM）の実施結果について
平成31年2月12日	たつの市地域公共交通会議（書面協議）	コミュニティバスのダイヤ改正（案）について
平成31年2月26日	たつの市地域公共交通会議（書面協議）	バス旅ひょうご企画乗車券（西播磨きっぷ）への参画について
平成31年3月15日	たつの市地域公共交通会議（書面協議）	大型10連休期間の市内公共交通機関の臨時運行について

平成30年度 たつの市地域公共交通会議 歳入歳出決算書

(収入)

(単位:円)

区分			予算額	収入済額	比較増減	説明
款	項	目				
負担金	負担金	負担金	71,307,000	71,307,000	0	たつの市負担金
補助金	補助金	補助金	13,423,000	13,423,000	0	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 12,149,000円 地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金 (計画推進事業) 1,274,000円
繰越金	繰越金	繰越金	5,812,391	5,812,391	0	前年度繰越金
諸収入	諸収入	雑入	609	124	△ 485	預金利息
計			90,543,000	90,542,515	△ 485	

(支出)

(単位:円)

区分			予算額	支出済額	予算残額	説明
款	項	目				
運営費	会議費	会議費	545,000	316,352	228,648	委員出席謝礼 316,352円
	事務費	事務費	4,866,000	4,472,548	393,452	旅費 18,940円 事務用品 903,479円 会議賄 38,200円 印刷製本費 1,432,944円 郵送料 303,390円 電話・インターネット通信料 753,445円 IP無線等リース料 386,208円 IP無線通信料 469,668円 利用者10万人達成記念セレモニー費 166,274円
事業費	事業費	事業費	85,132,000	80,479,655	4,652,345	デマンド交通運行業務 運行管理業務委託 56,094,352円 オペレーター雇用 13,388,775円 運行システム 5,897,664円 地域公共交通網形成計画推進業務 計画推進業務委託 5,098,864円
計			90,543,000	85,268,555	5,274,445	

収入合計

90,542,515

—

支出合計

85,268,555

=

差引(次年度繰越)

5,273,960

監 査 報 告 書

令和元年 6 月 5 日

たつの市地域公共交通会議会長 様

たつの市地域公共交通会議

監事 _____

監事 _____

平成 3 0 年度たつの市地域公共交通会議会計監査について

標記の監査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施日時 令和元年 6 月 5 日（水）午前 1 0 時～
- 2 実施場所 たつの市役所 2 階 2 0 1 会議室
- 3 所 見 平成 3 0 年度の歳入歳出決算書及び関係諸帳簿を監査した結果、
たつの市地域公共交通会議会計は適正に処理されていることを
認めます。

令和元年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について

令和元年度 たつの市地域公共交通会議 事業計画（案）

1 市民乗り合いタクシー、コミュニティバス、播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの運行

市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」を市内全域で運行し、公共交通空白地域を解消するとともに、鉄道・バスでは対応が難しいきめ細かな交通需要へ対応する。

また、コミュニティバス、播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスの利用状況に応じて、運行内容の見直しを行い、鉄道、路線バス、コミュニティバス、圏域バス、市民乗り合いタクシーが相互に連携した市民が移動しやすい総合的な交通ネットワークを構築する。

2 たつの市地域公共交通網形成計画の推進

たつの市地域公共交通網形成計画に掲げる基本理念、計画目標の実現に向けて、各施策を実施するとともに、達成状況の確認、評価・検証を行う。

主な計画内容

実施時期	項 目	内 容
平成31年4月1日	コミュニティバスのダイヤ改正を実施	・ 龍野北高校ルート黒崎6:50発の便及び日山経由ルート黒崎7:14発の便について、ダイヤの遅延を改善するためにダイヤ改正を実施
平成31年4月10日	総合時刻表・ポケット時刻表改訂版を発行	・ 総合時刻表「たつの市おでかけ時刻表」とポケット時刻表「たつの市おでかけ時刻表ポケット版」を各公共交通機関のダイヤ改正に合わせて改訂し発行
平成31年4月～ （随時）	モビリティ・マネジメント（市民対象）の実施	・ 市民乗り合いタクシーやコミュニティバスの利用説明会において公共交通利用動機付け冊子の配布と体験乗車会を実施
令和元年6月12日	第1回たつの市地域公共交通会議ワーキンググループ会議	・ 平成30年度事業報告及び歳入歳出決算報告について ・ 令和元年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について ・ たつの市地域公共交通網形成計画実施状況の確認及び評価・検証について ・ たつの市地域公共交通網形成計画推進事業の実施について ・ 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について他

令和元年6月24日	第1回たつの市地域公共交通会議	・平成30年度事業報告及び歳入歳出決算報告について ・令和元年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について ・たつの市地域公共交通網形成計画実施状況の確認及び評価・検証について ・たつの市地域公共交通網形成計画推進事業の実施について ・地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について 他
令和元年9月10日・9月14日	コミュニティバス利用者アンケート調査の実施 市民乗り合いタクシー利用者ヒアリング調査の実施	・今後の運行内容の改善に向けた基礎資料とするため、利用者数データや予約状況データでは把握できない、利用者の満足度や利用意向等のアンケート調査及びヒアリング調査を実施
令和元年10月1日	播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスにＩＣカード料金支払いシステム導入	・利用環境の改善のため、播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バスに全国の交通系ＩＣカードが使える料金支払いシステムを導入
令和元年10月	モビリティ・マネジメント(小学生対象)の実施	・小学生を対象に公共交通の利用についてゲーム形式で学ぶ「交通すごろく」やコミュニティバスの体験乗車を実施、保護者を対象にアンケート調査を実施
令和元年11月	モビリティ・マネジメント(中学生対象)の実施	・中学生を対象に公共交通の利用方法や時刻表の見方等を学ぶ授業、コミュニティバスの体験乗車を実施、保護者を対象にアンケート調査を実施
令和元年12月	第2回たつの市地域公共交通会議ワーキンググループ会議	・コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの利用状況について ・公共交通利用実態調査の結果について ・モビリティ・マネジメントの実施結果について 他
令和元年12月	第2回たつの市地域公共交通会議	・コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーの利用状況について ・公共交通利用実態調査の結果について ・モビリティ・マネジメントの実施結果について 他

播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス「てくてくバス」で

交通系 I C カードが使えます！

令和元年10月1日（火）START！！

○ タッチするだけ！ カンタン・ラクラク！

バス車内の読取機にタッチするだけで、運賃が精算されます。小銭は不要です。パスケースに入れたままでご利用いただけます。（他のICカードと重ねるとエラーが出る場合があります。必ず1枚でタッチしてください。）

○ 1枚のカードが繰り返し利用できる！

カードへのチャージが1枚のカードで繰り返しおこなえます。（てくてくバス車内ではチャージができません。事前に 駅又はNicoPa取扱窓口及び路線バスにてチャージ願います。） ※チャージ場所は下記表を確認ください。

おすすめのICカード

	J R 線・各私鉄各線・路線バス・コミュニティバス・てくてくバスを ご利用の方におすすめ		路線バス・コミュニティバス・てくてくバスを ご利用の方におすすめ
IC カード 見本			
特長	☐ 後払い（ポストペイ）	☐ 事前入金（チャージ）	☐ 事前入金（チャージ） ※普通プリペイド券のみご利用できます。
お申込み 発売場所	☐ オンライン又は郵送	☐ 駅（JR）の「みどりの窓口」 （播磨新宮駅、本竜野駅、竜野駅、等） ※ICOCAのみ	☐ NicoPa取扱窓口 （姫路駅前案内所、相生案内所、 山崎待合所、等）
チャージ 場所	☐ チャージ不要	☐ 駅（JR）の「みどりの窓口」 及び 駅の自動券売機	☐ NicoPa取扱窓口 及び 路線バス車内

ご利用可能なICカード



令和元年度 たつの市地域公共交通会議 歳入歳出予算書（案）

（収入）

（単位：円）

区分			予算額	前年度予算額	比較増減	説 明
款	項	目				
負担金	負担金	負担金	81,837,000	71,307,000	10,530,000	たつの市負担金
補助金	補助金	補助金	7,459,000	13,423,000	△ 5,964,000	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 7,459,000円
繰越金	繰越金	繰越金	5,273,960	5,812,391	△ 538,431	前年度繰越金
諸収入	諸収入	雑入	40	609	△ 569	預金利息
計			94,570,000	90,543,000	4,027,000	

（支出）

（単位：円）

区分			予算額	前年度予算額	比較増減	説 明
款	項	目				
運営費	会議費	会議費	364,000	545,000	△ 181,000	委員出席謝礼 会長 9,100円×1人×4回=36,400円 委員 8,600円×15人×2回=258,000円 WG委員 8,600円×4人×2回=68,800円
	事務費	事務費	5,010,000	4,866,000	144,000	旅費 36,000円 事務用品 720,000円 会議賄 30,000円 印刷製本費 1,819,000円 郵券料 500,000円 電話・インターネット通信料 1,030,000円 IP無線等リース料 395,000円 IP無線通信料 480,000円
事業費	事業費	事業費	89,196,000	85,132,000	4,064,000	デマンド交通運行業務 運行管理業務委託 65,978,000円 オペレーター雇用 13,410,000円 運行システム 6,007,000円 地域公共交通網形成計画推進業務 計画推進業務委託 3,801,000円
計			94,570,000	90,543,000	4,027,000	

たつの市地域公共交通網形成計画実施状況の確認及び評価・検証について

1 地域公共交通網形成計画に基づく平成 30 年度の事業実施状況

平成 29 年 3 月に策定された『たつの市地域公共交通網形成計画』（以下、網形成計画とする）に基づく、平成 30 年度の事業の実施状況は、以下のとおりです。

< 網形成計画に基づく平成 30 年度の事業実施状況 >

施策の方向性		実施内容	実施状況
1-1	公共交通ネットワークの構築	コミュニティバスの運行改善（バス停の追加、ダイヤ改正等）	実施済
		市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」の市内全域運行	実施済
		播磨科学公園都市圏域定住自立圏圏域バス「てくてくバス」の運行	実施済
1-2	各公共交通を結節する交通拠点の機能強化	JR竜野駅周辺整備事業の推進	実施中
		御津総合支所の建て替えに伴うバス・市民乗り合いタクシー乗り継ぎ拠点の整備	実施中
2-1	多様な主体や交通手段の連携による公共交通利便性の向上	パーク＆ライド及びサイクル＆ライド利用による駐車・駐輪料金の助成	実施中
		コミュニティバスへのICカードの導入	実施済
		バス待ち合い環境の改善	該当箇所なし
2-2	積極的な公共交通情報の発信	総合時刻表及びポケット時刻表の作成・配布	実施済
		「広報たつの」及び市ホームページにおける公共交通情報の発信	実施中
3-1	公共交通利用に対する市民・企業意識の醸成	モビリティ・マネジメント(MM)の実施	実施中
		エコ通勤・ノーマイカーデー等の推進	実施中
		JR姫新線・コミュニティバス等における作品展示 （龍野北高校総合デザイン科生徒によるJR姫新線路線図の掲示）	実施中
		参加型イベントの実施 （市民乗り合いタクシー体験乗車、JR姫新線車内イベント等）	実施中
3-2	福祉・観光と公共交通が一体となったまちづくりの推進	「高齢者タクシー事業」及び「障害者福祉タクシー利用料補助事業」の実施	実施中
		「高齢者運転免許証自主返納促進事業」の実施	実施中
		交通拠点周辺におけるバリアフリー化の推進	該当箇所なし
		市内のイベント開催時におけるシャトルバスの運行	実施中
		電動自転車レンタル事業「たつのめぐりん」の実施	実施中

2 計画の数値目標及び施策の方向性別の数値目標

網形成計画の基本理念『みんなでお出かけできる元気なまち「たつの」』と、これに基づいて定めた「ネットワークをつくる」「連携してまもる」「地域と一体となって育てる」の3つの計画目標の達成状況を定量的に把握するため、「公共交通利用者数の増加」と「公共交通の便利さの満足度の向上」の2つの数値目標を掲げています。

また、上記の計画目標に対応した各施策についても、達成状況を定量的に把握するための評価指標を設定しています。

< 計画全体の評価指標及び数値目標 >

評価指標	現状値 〔平成27年度〕 2015年度	目標値 〔令和3年度〕 2021年度
公共交通利用者数	7,164人/日	7,400人/日
公共交通の便利さの満足度	16.9%	20.0%

< 施策の方向性別の評価指標及び数値目標 >

計画目標	施策の方向性	評価指標名	現状値 〔平成27年度〕 2015年度	目標値 〔令和3年度〕 2021年度
1. ネットワークをつくる	1-1 公共交通ネットワークの構築	コミュニティバス・市民乗り合いタクシー利用者数	80,303人/年 ※コミュニティバス のみの利用者数	110,000人/年
	1-2 各公共交通を結節する交通拠点の機能強化	市内鉄道駅乗車人数	5,809人/日	5,980人/日
2. 連携してまもる	2-1 多様な主体や交通手段の連携による公共交通利便性の向上	JR姫新線利用による通勤・通学者への駐車・駐輪料金の助成人数	83人/年	100人/年
		コミュニティバスにおけるICカード利用者数	0人/年	3,500人/年
	2-2 積極的な公共交通情報の発信	たつの市ホームページ 交通関連ページ閲覧人数	22,558人/年	31,000人/年
3. 地域と一体となって育てる	3-1 公共交通利用に対する市民・企業意識の醸成	モビリティ・マネジメント(MM)参加人数	400人/年	1,150人/年
	3-2 福祉・観光と公共交通が一体となったまちづくりの推進	高齢者タクシー利用料助成件数	1,355件/年	1,600件/年
		障害者福祉タクシー利用料助成件数	204件/年	250件/年
		運転免許証自主返納によるコミュニティバス無料定期券及び市民乗り合いタクシー乗車券申請件数	157件/年	340件/年

3 計画の数値目標及び施策の方向性別評価指標の達成状況の評価・検証

「2. 計画の数値目標及び施策の方向性別の数値目標」で示した各数値目標について、網形成計画策定後の年度別実績値と、昨年度（平成 30 年度）における目標達成率を整理し、網形成計画の達成状況を把握します。

(1) 計画全体の数値目標の達成状況の評価・検証

計画全体の目標としては「公共交通利用者数」と「公共交通の便利さの満足度」を定めていますが、このうち「公共交通の便利さの満足度」については、令和 3 年度に実施予定の市民全体を対象としたアンケート調査で把握することとしているため、ここでは「公共交通利用者数」の達成状況を把握しています。

各公共交通の利用実績及び目標達成率は以下に示すとおりです。公共交通全体の利用者数は増加傾向で推移しており、平成 30 年度において、目標値を達成しています。

このうちコミュニティバスは、目標達成率が 155%と目標値を大きく上回っており、平成 29 年度と比べても利用者数が増加しています。この要因として、平成 30 年 2 月に実施した朝の通勤・通学時間帯のダイヤ改正や、平成 29 年 10 月に導入した I C カードによる運賃支払いシステムの周知・浸透により、通勤・通学目的の利用が増加したことが挙げられます。

また、市民乗り合いタクシーは目標値に対する達成率が 83%となっていますが、昨年度は 8 月に予約期限を 2 時間前から 1 時間 30 分前に短縮して利便性を向上させるとともに、市民乗り合いタクシーの利用が進んでいない地域に対するモビリティ・マネジメントを実施しており、平成 29 年度と比べて利用者数は大きく増加しています。

＜ 計画全体の数値目標（公共交通利用者数）の達成状況 ＞

公共交通機関		平成27年度 (2015年度) 現状値 (計画に記載)	平成28年度 (2016年度) 実績値	平成29年度 (2017年度) 実績値	平成30年度 (2018年度) 実績値	令和3年度 (2021年度) 目標値 (計画に記載)	平成30年度 (2018年度) 目標達成率
JR姫新線		3,640人/日	3,690人/日	3,752人/日	3,784人/日	3,750人/日	100.9%
JR山陽本線		2,169人/日	2,177人/日	2,172人/日	2,165人/日	2,230人/日	97.1%
路線バス		1,082人/日	1,131人/日	1,100人/日	1,050人/日	1,040人/日	101.0%
コミュニティバス	南北連結ルート	140人/日	156人/日	205人/日	217人/日	140人/日	155.0%
	その他ルート	133人/日	109人/日	—	—	—	—
播磨科学公園都市圏域 定住自立圏 圏域バス		—	3人/日	4人/日	6人/日	—	—
市民乗り合いタクシー		—	42人/日	151人/日	199人/日	240人/日	82.9%
合 計		7,164人/日	7,308人/日	7,384人/日	7,421人/日	7,400人/日	100.3%

(2) 施策の方向性別の数値目標の達成状況の評価・検証

① 計画目標1「ネットワークをつくる」における達成状況

計画目標1「ネットワークをつくる」における数値目標の達成状況は以下に示すとおりであり、「コミュニティバス・市民乗り合いタクシー利用者数」は目標値を達成しており、「市内鉄道駅乗車人数」も目標値に近い達成状況となっています。

ただし、「(1) 計画全体の数値目標の達成状況の評価・検証」で示したとおり、市民乗り合いタクシーの目標達成率は83%に留まっていることから、引き続き利用促進に関する取り組みを進めていきます。

< 施策の方向性別の数値目標の達成状況（計画目標1「ネットワークをつくる」） >

施策の方向性	評価指標名	平成27年度 (2015年度) 現状値 (計画に記載)	平成28年度 (2016年度) 実績値	平成29年度 (2017年度) 実績値	平成30年度 (2018年度) 実績値	令和3年度 (2021年度) 目標値 (計画に記載)	平成30年度 (2018年度) 実績値 目標達成率
1-1 公共交通 ネットワークの構築	コミュニティバス・ 市民乗り合いタクシー 利用者数	80,303人/年 ※コミバスのみ	80,555人/年	104,411人/年	121,352人/年	110,000人/年	109.8%
1-2 各公共交通を結節する 交通拠点の機能強化	市内鉄道駅乗車人数	5,809人/日	5,867人/日	5,924人/日	5,949人/日	5,980人/日	99.5%

② 計画目標2「連携してまもる」における達成状況

計画目標2「連携してまもる」における数値目標の達成状況は以下に示すとおりであり、いずれの評価指標も、目標値を達成しています。通勤・通学者を対象としたJR姫新線利用時の駐車・駐輪料金の助成制度や、ICカードによるコミュニティバスの運賃支払いシステムの周知・浸透が進み、公共交通利用者数の増加にもつながっていると考えられます。

< 施策の方向性別の数値目標の達成状況（計画目標2「連携してまもる」） >

施策の方向性	評価指標名	平成27年度 (2015年度) 現状値 (計画に記載)	平成28年度 (2016年度) 実績値	平成29年度 (2017年度) 実績値	平成30年度 (2018年度) 実績値	令和3年度 (2021年度) 目標値 (計画に記載)	平成30年度 (2018年度) 実績値 目標達成率
2-1 多様な主体や 交通手段の連携による 公共交通利便性の向上	JR姫新線利用による 通勤・通学者への 駐車・駐輪料金の 助成人数	83人/年	87人/年	163人/年	198人/年	100人/年	198.0%
	コミュニティバスにおける ICカード利用者数	0人/年	0人/年	4,022人/年※	14,177人/年	3,500人/年	405.1%
2-2 積極的な公共交通 情報の発信	たつの市ホームページ 交通関連ページ 閲覧人数	22,558人/年	30,745人/年	34,505人/年	35,184人/年	31,000人/年	113.5%

※平成29年度のICカード利用者数は、平成29年10月～平成30年3月の6ヵ月間の実績値を集計

③ 計画目標 3 「地域と一体となって育てる」における達成状況

計画目標 3 「地域と一体となって育てる」における数値目標の達成状況は以下に示すとおりであり、「障害者福祉タクシー利用料助成件数」は、目標達成率が 78%とやや低いため、障害者の方が公共交通を利用して積極的に参加できるイベントの企画等によって、助成件数の増加を図る必要があります。

また、「運転免許証自主返納によるコミュニティバス無料定期券及び市民乗り合いタクシー乗車券申請件数」の目標達成率も 76%とやや低くなっています。高齢者ドライバーによる交通事故が注目されている現状も踏まえて、引き続き運転免許証自主返納に関する情報の周知を進め、運転免許証自主返納申請件数の更なる増加をめざします。

< 施策の方向性別の数値目標の達成状況（計画目標 3 「地域と一体となって育てる」） >

施策の方向性	評価指標名	平成27年度 (2015年度) 現状値 (計画に記載)	平成28年度 (2016年度) 実績値	平成29年度 (2017年度) 実績値	平成30年度 (2018年度) 実績値	令和3年度 (2021年度) 目標値 (計画に記載)	平成30年度 (2018年度) 実績値 目標達成率
3-1 公共交通利用に対する 市民・企業意識の醸成	モビリティ・マネジメント (MM)参加人数	400人/年	346人/年	1,325人/年	1,993人/年	1,150人/年	173.3%
3-2 福祉・観光と公共 交通が一体となった まちづくりの推進	高齢者タクシー利用料 助成件数	1,355件/年	1,406件/年	1,441件/年	1,476件/年	1,600件/年	92.3%
	障害者福祉タクシー 利用料助成件数	204件/年	204件/年	195件/年	196件/年	250件/年	78.4%
	運転免許証自主返納 によるコミュニティバス 無料定期券及び市民 乗り合いタクシー乗車券 申請件数	157件/年	163件/年	268件/年	258件/年	340件/年	75.9%

たつの市地域公共交通網形成計画推進事業の実施について

① 公共交通利用実態調査の実施について

コミュニティバス及び市民乗り合いタクシーについて、利用者の満足度や利用意向を調査するとともに、公共交通に対するニーズなどを調査することにより、たつの市地域公共交通網形成計画の評価指標である「公共交通の便利さの満足度」を把握し、今後の運行内容の改善・充実に向けた基礎資料とします。

＜ 公共交通利用実態調査 実施概要（案） ＞

	コミュニティバス利用者 アンケート調査	市民乗り合いタクシー利用者 ヒアリング調査
調査目的	利用者数データや予約状況データ（市民乗り合いタクシーのみ）では把握できない、利用者の満足度や利用意向等を調査し、今後の運行内容の改善に向けた基礎資料とする。	
調査日 （予定）	平 日（1日間）：令和元年 9 月 10 日（火） 土曜日（1日間）：令和元年 9 月 14 日（土）	
調査対象	コミュニティバス運行路線 （全路線）	市民乗り合いタクシー 運行区域（全 5 区域）
調査方法	コミュニティバス利用者への アンケート調査票の配布 （調査員が車内で配布、後日 郵送で回収）	市民乗り合いタクシー利用者への ヒアリング （調査員が車内でヒアリング）
調査項目	・ 調査当日の利用状況 ・ 昨年度と比べた利用状況の変化 ・ コミュニティバス及び公共交通全体に対する満足度 ・ コミュニティバスに対する意見・要望	・ 調査当日の利用状況 ・ 昨年度と比べた利用状況の変化 ・ 市民乗り合いタクシー及び公共交通全体に対する満足度 ・ 市民乗り合いタクシーに対する意見・要望

② モビリティ・マネジメント（MM）の実施について

たつの市地域公共交通網形成計画における計画目標 3「地域と一体となって育てる」を達成するための事業として、市民乗り合いタクシー等の利用方法の説明を希望される地区にお住まいの方と、市内の小学生及び中学生を対象とした「モビリティ・マネジメント（MM）」を実施します。

【モビリティ・マネジメント（MM）とは】

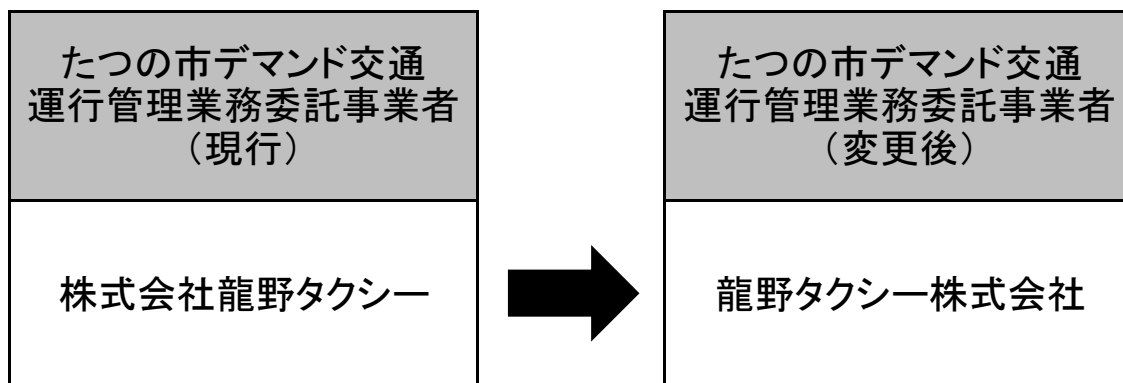
交通渋滞や環境等の問題に配慮して、過度なマイカー利用に依存している現状を見直し、公共交通の利用への自発的な転換を促すことを目的とする、地域住民や学生等を対象とした、「コミュニケーション」を中心とした取り組み。

＜モビリティ・マネジメント（MM）実施概要（案）＞

	市民を対象としたMM	小学生を対象としたMM	中学生を対象としたMM
実施対象者	市民乗り合いタクシー等の利用方法の説明を希望される地区の住民	たつの市立揖西東小学校の生徒（3～4年生 約100名）及びその保護者（予定）	たつの市立新宮中学校の生徒（1年生 約100名）及びその保護者（予定）
実施日	随 時	令和元年10月（予定）	令和元年11月（予定）
実施方法	・市民乗り合いタクシーやコミュニティバスの利用方法の説明を希望される地区にお住まいの方を対象として、以下の取組を実施 ①公共交通利用のメリット等を記載した「公共交通利用動機付け冊子」の配布・説明 ②総合時刻表を使い、市内の各公共交通機関の紹介 ③市民乗り合いタクシーやコミュニティバスの利用方法の説明 ④体験乗車会の実施（可能な限り）	・市内の小学生を対象として、以下の内容の取組を実施 ①公共交通利用のメリット等を記載した「公共交通利用動機付け冊子」の配布・説明 ②クルマや公共交通の利用についてゲーム形式で学ぶ「交通すごろく」の実施 ③コミバス体験乗車会の実施 ④保護者を対象とした事後アンケート調査の実施	・市内の中学生を対象として、以下の内容の取組を実施 ①公共交通利用のメリット等を記載した「公共交通利用動機付け冊子」の配布・説明 ②あらかじめ設定した区間を公共交通を利用して移動する「移動プラン」の作成 ③コミバス体験乗車会の実施 ④保護者を対象とした事後アンケート調査の実施
		⇒今後、公共交通を利用してもらう世代である小中学生に、公共交通を利用する楽しさやメリット等を意識付けするとともに、事後アンケートの回答を通じて、鉄道やバス、市民乗り合いタクシー等の利用意向や利用状況に変化があったかを把握する。	

市民乗り合いタクシー運行管理業務委託事業者の変更について

たつの市デマンド交通(市民乗り合いタクシー)運行管理業務の委託事業者の1つである株式会社龍野タクシーから、事業譲渡によりデマンド交通に関する全ての事業を新たに設立された龍野タクシー株式会社に引き継ぐこととなり、現在当該事業者から近畿運輸局へ事業の認可申請が提出中です。
これに伴い、本会議において運行管理委託事業者の変更について承認するものです。



令和元年度地域内フィーダー系統確保維持計画の改正（案）について

令和元年度地域内フィーダー系統確保維持計画（平成 30 年 6 月 25 日策定）の一部を次のように改正する。

＜改正箇所は下線部分＞

現 行	改 正 案																				
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 (8) 運行予定者 市内に営業所を有する全タクシー事業者及びバス事業者で構成されたたつの市デマンド交通運行共同体に所属する事業者の共同運行とする。 ①新宮区域：(有)はりまタクシー、新宮タクシー(株) ②龍野東区域：(有)はりまタクシー、新宮タクシー(株)、<u>(株)龍野タクシー</u>、赤とんぼ交通(株)、(株)ミツバタクシー ③龍野西区域：<u>(株)龍野タクシー</u>、赤とんぼ交通(株)、(株)ミツバタクシー ④揖保川区域：<u>(株)龍野タクシー</u>、赤とんぼ交通(株)、(株)ミツバタクシー	4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 (8) 運行予定者 市内に営業所を有する全タクシー事業者及びバス事業者で構成されたたつの市デマンド交通運行共同体に所属する事業者の共同運行とする。 ①新宮区域：(有)はりまタクシー、新宮タクシー(株) ②龍野東区域：(有)はりまタクシー、新宮タクシー(株)、<u>龍野タクシー(株)</u>、赤とんぼ交通(株)、(株)ミツバタクシー ③龍野西区域：<u>龍野タクシー(株)</u>、赤とんぼ交通(株)、(株)ミツバタクシー ④揖保川区域：<u>龍野タクシー(株)</u>、赤とんぼ交通(株)、(株)ミツバタクシー																				
表 1（元年度、2 年度、3 年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>運行予定者名</th><th>運行系統名 (申請番号)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社</td><td>(1) 新宮区域</td></tr> <tr> <td>有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 <u>株式会社龍野タクシー</u> 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー</td><td>(2) 龍野東区域</td></tr> <tr> <td><u>株式会社龍野タクシー</u> 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー</td><td>(3) 龍野西区域</td></tr> <tr> <td><u>株式会社龍野タクシー</u> 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー</td><td>(4) 揖保川区域</td></tr> </tbody> </table>	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1) 新宮区域	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 <u>株式会社龍野タクシー</u> 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(2) 龍野東区域	<u>株式会社龍野タクシー</u> 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(3) 龍野西区域	<u>株式会社龍野タクシー</u> 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(4) 揖保川区域	表 1（元年度、2 年度、3 年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>運行予定者名</th><th>運行系統名 (申請番号)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社</td><td>(1) 新宮区域</td></tr> <tr> <td>有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 <u>龍野タクシー株式会社</u> 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー</td><td>(2) 龍野東区域</td></tr> <tr> <td><u>龍野タクシー株式会社</u> 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー</td><td>(3) 龍野西区域</td></tr> <tr> <td><u>龍野タクシー株式会社</u> 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー</td><td>(4) 揖保川区域</td></tr> </tbody> </table>	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1) 新宮区域	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 <u>龍野タクシー株式会社</u> 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(2) 龍野東区域	<u>龍野タクシー株式会社</u> 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(3) 龍野西区域	<u>龍野タクシー株式会社</u> 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(4) 揖保川区域
運行予定者名	運行系統名 (申請番号)																				
有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1) 新宮区域																				
有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 <u>株式会社龍野タクシー</u> 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(2) 龍野東区域																				
<u>株式会社龍野タクシー</u> 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(3) 龍野西区域																				
<u>株式会社龍野タクシー</u> 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(4) 揖保川区域																				
運行予定者名	運行系統名 (申請番号)																				
有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1) 新宮区域																				
有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 <u>龍野タクシー株式会社</u> 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(2) 龍野東区域																				
<u>龍野タクシー株式会社</u> 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(3) 龍野西区域																				
<u>龍野タクシー株式会社</u> 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(4) 揖保川区域																				

改正日：龍野タクシー株式会社が国土交通省近畿運輸局長による事業認可を受け、たつの市地域公共交通会議とたつの市デマンド交通運行管理業務委託契約を締結した日

令和２年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

令和元年６月２４日

（名 称）たつの市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称	
令和２年度たつの市地域内フィーダー系統確保維持計画	
１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
人口減少や少子高齢化、車社会の進展により、路線バスやコミュニティバス等の公共交通を利用する者は年々減少を続けており、日常生活を送るうえで必要不可欠な地域公共交通の維持確保が極めて厳しい状況にある。 特に車を運転できない交通弱者と言われる、高齢者・障害者等にとって、外出しやすく移動しやすい公共交通網となるよう、平成２９年３月に、たつの市地域公共交通網形成計画を策定し、全ての交通モードが相互に連携した地域公共交通網の再編を行った。 地域住民、運行事業者、行政などの地域の関係者が適切な役割のもと、市内を運行する路線バスやコミュニティバス等の公共交通の維持活性化を図るとともに、バス空白地域へのデマンド交通導入により、交通不便地域・交通空白地の移動手段を確保する。	
２．地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果	
（１）事業の目標	
年度	目標
令和２年度	１日当たりの利用者数を２００人とし、１時間１便当たり（片道）の乗合率を１.２５以上とする。 （$1.25 \times 8 \text{ 便} \times 2 \text{ (1 往復)} \times 10 \text{ 台} = 200 \text{ 人}$）
令和３年度	利用者数、乗合率を前年度比で増加させる。
令和４年度	利用者数、乗合率を前年度比で増加させる。
（２）事業の効果	
デマンド型交通（市民乗り合いタクシー）を運行することにより、バス交通空白地域の解消を図り、高齢者・障害者等の交通弱者の通院・買物の移動手段を確保することができるとともに、中心市街地の賑わいの創出、外出する機会の増加に伴う健康増進に寄与する。	
３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
（１）事業	
利用パンフレットを作成・配布するとともに市広報誌に定期的に関連記事を掲載する等、利用促進策を展開する。また、地域に出向いて説明会や体験乗車を実施し、乗り合いタクシーの周知に努める。さらに、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及び利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施する。	
（２）実施主体	
たつの市地域公共交通会議（活性化再生法法定協議会）	
４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者	
表１のとおり	
（１）運行区域	
①新宮区域、②龍野東区域、③龍野西区域、④揖保川区域	
①のうち、越部地区は②の指定された目的地に行くことができる。	

②～④は指定された目的地に相互に行き来することができる。

(2) 運行形態

登録制、予約制、乗合で区域内を「ドア to ドア」で結ぶ、デマンド型市民乗り合いタクシーとする。

(3) 目的地

①交通結節点（駅・バス停留所）

②医療・福祉施設（病院、歯科医院、接骨院、鍼灸治療院、介護施設等）

③金融機関（銀行、信用金庫、農協、郵便局等）

④商業施設（スーパーマーケット、大型小売店等）

⑤公共施設（市役所、公民館、学校園等）

(4) 運行日、運行時間帯

月曜日から土曜日まで（日曜日・祝日・12月29日～1月3日は運休）

①8:00～②9:00～③10:00～④11:00～⑤13:00～⑥14:00～⑦15:00～⑧16:00～

(5) 利用料金

○大人（中学生以上）1回乗車 400円、保護者の引率の下にある小学校就学前の児童 無料

※以下の区分に該当する者は200円

①小学生

②満65歳以上の者

③小学校就学前の児童1人につき引率する保護者1人

④身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者

⑤兵庫県が定める療育手帳制度要綱の規定に基づく療育手帳の交付を受けた者

⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

⑦介護保険法第27条の規定に基づく要介護認定を受けた者

⑧介護保険法第32条の規定に基づく要支援認定を受けた者

⑨第1種身体障害者、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者1人につき同乗する介助者1人

⑩母子保健法第16条の規定に基づく母子健康手帳の交付を受けている者であって、妊娠中である者

(6) 利用方法

事前に利用登録を行い、電話予約等により配車

(7) 運行台数

10人乗りワゴン車：10台

(8) 運行予定者

市内に営業所を有する全タクシー事業者及びバス事業者で構成されたたつの市デマンド交通運行共同体に所属する事業者の共同運行とする。

① 新宮区域：（有）はりまタクシー、新宮タクシー（株）

② 龍野東区域：（有）はりまタクシー、新宮タクシー（株）、龍野タクシー（株）、赤とんぼ交通（株）、（株）ミツバタクシー

③ 龍野西区域：龍野タクシー（株）、赤とんぼ交通（株）、（株）ミツバタクシー

④ 揖保川区域：龍野タクシー（株）、赤とんぼ交通（株）、（株）ミツバタクシー

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた費用をたつの市からの負担金を受けたたつの市地域公共交通会議が事業実施主体となり、運行委託料として運行事業者へ支出

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

たつの市地域公共交通会議（活性化再生法法定協議会）	
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】	
・ 令和元年 10 月～令和 2 年 9 月 毎月の運行実績、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及びヒアリング調査等による利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施 ・ 令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月 毎月の運行実績、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及びヒアリング調査等による利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施 ・ 令和 3 年 10 月～令和 4 年 9 月 毎月の運行実績、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及びヒアリング調査等による利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを実施	
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項別 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】	
該当なし	
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」のとおり	
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
・ 平成 27 年 10 月 28 日 地域公共交通会議を法定協議会に移行 地域公共交通網形成計画の策定について協議 地域公共交通確保維持改善事業 制度概要の説明 ・ 平成 28 年 2 月 26 日 地域公共交通網形成計画素案について協議 ・ 平成 28 年 6 月 27 日 地域公共交通網形成計画素案について協議	

	地域内フィーダー系統確保維持計画、費用負担等について説明・協議・承認
・平成28年11月 8日	デマンド交通市外在住利用対象者及び利用料金について協議
・平成29年 2月20日	デマンド交通先行運行の利用実績、登録状況及び利用者ヒアリング調査結果について協議
	たつの市地域公共交通網形成計画の策定について協議
・平成29年 6月30日	市民乗り合いタクシーの利用状況、目的地の追加、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
・平成29年12月19日	市民乗り合いタクシーの利用状況及び利用者ヒアリング調査の実施結果について報告、運行事業者の変更及び地域内フィーダー系統確保維持計画の改正について説明・承認
・平成30年 2月28日	市民乗り合いタクシーの利用状況について報告 市民乗り合いタクシーの評価・検証について協議
・平成30年 6月25日	市民乗り合いタクシーの利用状況について報告 市民乗り合いタクシーの予約期限の変更、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議
・平成30年12月10日	市民乗り合いタクシーの利用状況について報告及び利用者ヒアリング調査の実施結果について報告
・令和 元年 6月24日	市民乗り合いタクシーの利用状況について報告、地域内フィーダー系統確保維持計画について協議

18. 利用者等の意見の反映状況

平成27年7月に、市内65歳以上の方及び障害者手帳を交付されている方(約23,000人、約15,000世帯)に対し、交通手段に関するアンケート調査を行い、9月には、コミュニティバス利用者に対するアンケート調査を実施した。その分析結果を踏まえ、10月28日にたつの市地域公共交通会議を法定協議会に移行し、平成29年3月にたつの市地域公共交通網形成計画を策定した。

利用者代表として、連合自治会・連合婦人会・老人クラブ連合会・公募委員などが法定協議会の構成員として参画しており、アンケート調査項目の作成から、意思決定に携わっている。

○交通手段に関するアンケート調査

- ・調査対象：65歳以上の高齢者、障害者手帳を交付されている方 約23,000人 約15,000世帯
- ・調査方法：アンケート返信用封筒を同封し配布
- ・調査期間：平成27年7月3日～21日
- ・回収率：約45%

○コミュニティバス利用者アンケート調査

- ・調査対象：コミュニティバス利用者 235人
- ・調査方法：バスに乗り込んだ調査員による手渡し配布。アンケート返信用封筒を同封し郵送で回答
- ・調査期間：平成27年9月14日～15日
- ・回収率 45%

市民乗り合いタクシー先行運行に対する利用者の利用意向や満足度を把握し、今後の運行改善の資料とするため、平成29年2月に市民乗り合いタクシーに調査員が乗り込み、利用者に直接ヒアリング調査を実施した。

○市民乗り合いタクシー利用者ヒアリング調査

- ・調査対象：市民乗り合いタクシー先行運行区域（新宮・御津区域）利用者 120人
- ・調査方法：市民乗り合いタクシーに乗り込んだ調査員が利用者に直接ヒアリングを実施
- ・調査期間：平成29年2月2日～4日（3日間）
- ・回答数：119人（回答率99%）

公共交通に対する利用者の利用意向や満足度を把握し、今後の運行改善の資料とするため、平成29年9月にコミュニティバス及び市民乗り合いタクシーに調査員が乗り込みアンケート調査票の配布及び利用者に直接ヒアリング調査を実施した。また、市民乗り合いタクシーの登録者のうち利用をしたことがない方1,500人を対象に公共交通に対する満足度調査を実施した。

- コミュニティバス利用者アンケート調査
 - ・調査対象：コミュニティバス利用者 349 人
 - ・調査方法：コミュニティバスに乗り込んだ調査員による手渡し配布。アンケート返信用封筒を同封し郵送で回答
 - ・調査期間：平成29年9月6日・7日・9日・16日（4日間）
 - ・回収数：129 人（回収率 37%）
- 市民乗り合いタクシー利用者ヒアリング調査
 - ・調査対象：市民乗り合いタクシー利用者 427 人
 - ・調査方法：市民乗り合いタクシーに乗り込んだ調査員が利用者に直接ヒアリングを実施
 - ・調査期間：平成29年9月6日・7日・9日・16日（4日間）
 - ・回答数：427 人（回答率 100%）
- 公共交通の利用に関する住民アンケート調査
 - ・調査対象：市民乗り合いタクシー登録者のうち利用したことがない住民 1,500 人
 - ・調査方法：上記対象者に郵送でアンケート調査票を配布し、郵送で回収
 - ・調査期間：平成29年8月28日～9月15日
 - ・回収数：1,006 人（回収率 67.1%）
- コミュニティバス利用者アンケート調査
 - ・調査対象：コミュニティバス利用者 244 人
 - ・調査方法：コミュニティバスに乗り込んだ調査員による手渡し配布。アンケート返信用封筒を同封し郵送で回答
 - ・調査期間：平成30年9月8日・11日（2日間）
 - ・回収数：101 人（回収率 41%）
- 市民乗り合いタクシー利用者ヒアリング調査
 - ・調査対象：市民乗り合いタクシー利用者 316 人
 - ・調査方法：市民乗り合いタクシーに乗り込んだ調査員が利用者に直接ヒアリングを実施
 - ・調査期間：平成30年9月8日・11日（2日間）
 - ・回答数：316 人（回答率 100%）
- 市民乗り合いタクシー利用が進んでいない地区へのアンケート調査
 - ・調査対象：市民乗り合いタクシーの利用が進んでいない地区に居住する 65 歳以上の方 2,055 人
 - ・調査方法：上記対象者に郵送でアンケート調査票を配布し、郵送で回収
 - ・調査期間：平成30年8月14日～8月31日
 - ・回収数：703 人（回収率 34.2%）

19. 協議会メンバーの構成	
国	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所
関係都道府県	兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所・兵庫県西播磨県民局光都土木事務所
交通事業者 交通施設管理者等	公益社団法人兵庫県バス協会・神姫バス（株）・（株）ウエスト神姫 神姫バス労働組合・西日本旅客鉄道（株）・たつの警察署 一般社団法人兵庫県タクシー協会
地方運輸局	国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部
その他協議会が必要 と認める者	たつの市連合自治会・たつの市連合婦人会・たつの市老人クラブ連合会 たつの市観光協会・たつの市商工会・たつの市 PTA 協議会・公募委員・たつの市議会
たつの市	副市長、都市建設部長、健康福祉部長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）たつの市龍野町富永 1005 番地 1
 （所 属）たつの市地域公共交通会議事務局
 （氏 名）根本 聡太郎
 （電 話）0791-64-3121
 （e-mail）machizukuri@city.tatsuno.lg.jp

- ※ 5. (表 2) 及び 14. (表 7 及び表 9) については、地域公共交通確保維持事業を行う事業者ごとに作成すること。
- ※ 5. 及び 14. 中「費用の総額、負担者及びその負担額」とあるのは、地域内フィーダー系統においては、「費用の負担者」と読み替えるものとする。
- ※ 7. については、活性化法法定協議会を補助対象事業者としない場合において、記入を要しない。
- ※ 5. (表 2)、9. (表 3) 及び 10. (表 4) については、要綱第 17 条に基づく生活交通確保維持改善計画について、作成を要しない。
- ※ 11. (表 5) については、地域内フィーダー系統確保維持事業を行う場合において、当該系統が運行される市町村について作成すること。
- ※ 12. ～ 15. については、車両の取得を行わない場合において、記入を要しない。
- ※ 15. については、車両減価償却費等国庫補助金の場合において、記入を要しない。
- ※ 1. ～ 3、7. 9. ～ 10、12. ～ 13. 及び 16. ～ 18. については、再編特例の適用を受ける場合において、記入を要しない。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和2年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
たつの市	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1) 新宮区域	光都	新宮区域	新宮駅	往 km 復 km	293日	12,892回		区域運行	①	播磨新宮駅で地域間幹線系統山崎－新宮駅、山崎－ダイセル線に接続	③
	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(2) 龍野東区域	追分	龍野東区域	龍野橋東詰	往 km 復 km	293日	8,204回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続	③
	株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(3) 龍野西区域	小犬丸	龍野西区域	龍野橋東詰	往 km 復 km	293日	7,848回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続	③
	株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(4) 揖保川区域	大門	揖保川区域	龍野橋東詰	往 km 復 km	293日	6,446回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
たつの市	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1) 新宮区域	光都	新宮区域	新宮駅	往 km 復 km	293日	12,892回		区域運行	①	播磨新宮駅で地域間幹線系統山崎－新宮駅、山崎－ダイセル線に接続	③
	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(2) 龍野東区域	追分	龍野東区域	龍野橋東詰	往 km 復 km	293日	8,204回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続	③
	株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(3) 龍野西区域	小犬丸	龍野西区域	龍野橋東詰	往 km 復 km	293日	7,848回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続	③
	株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(4) 揖保川区域	大門	揖保川区域	龍野橋東詰	往 km 復 km	293日	6,446回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
たつの市	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社	(1) 新宮区域	光都	新宮区域	新宮駅	往 km 復 km	293日	12,892回		区域運行	①	播磨新宮駅で地域間幹線系統山崎－新宮駅、山崎－ダイセル線に接続	③
	有限会社はりまタクシー 新宮タクシー株式会社 株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(2) 龍野東区域	追分	龍野東区域	龍野橋東詰	往 km 復 km	293日	8,204回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続	③
	株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(3) 龍野西区域	小犬丸	龍野西区域	龍野橋東詰	往 km 復 km	293日	7,848回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続	③
	株式会社龍野タクシー 赤とんぼ交通株式会社 株式会社ミツバタクシー	(4) 揖保川区域	大門	揖保川区域	龍野橋東詰	往 km 復 km	293日	6,446回		区域運行	①	龍野橋東詰バス停で地域間幹線系統龍野－姫路駅、山崎－ダイセル線に接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	たつの市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	64,997
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

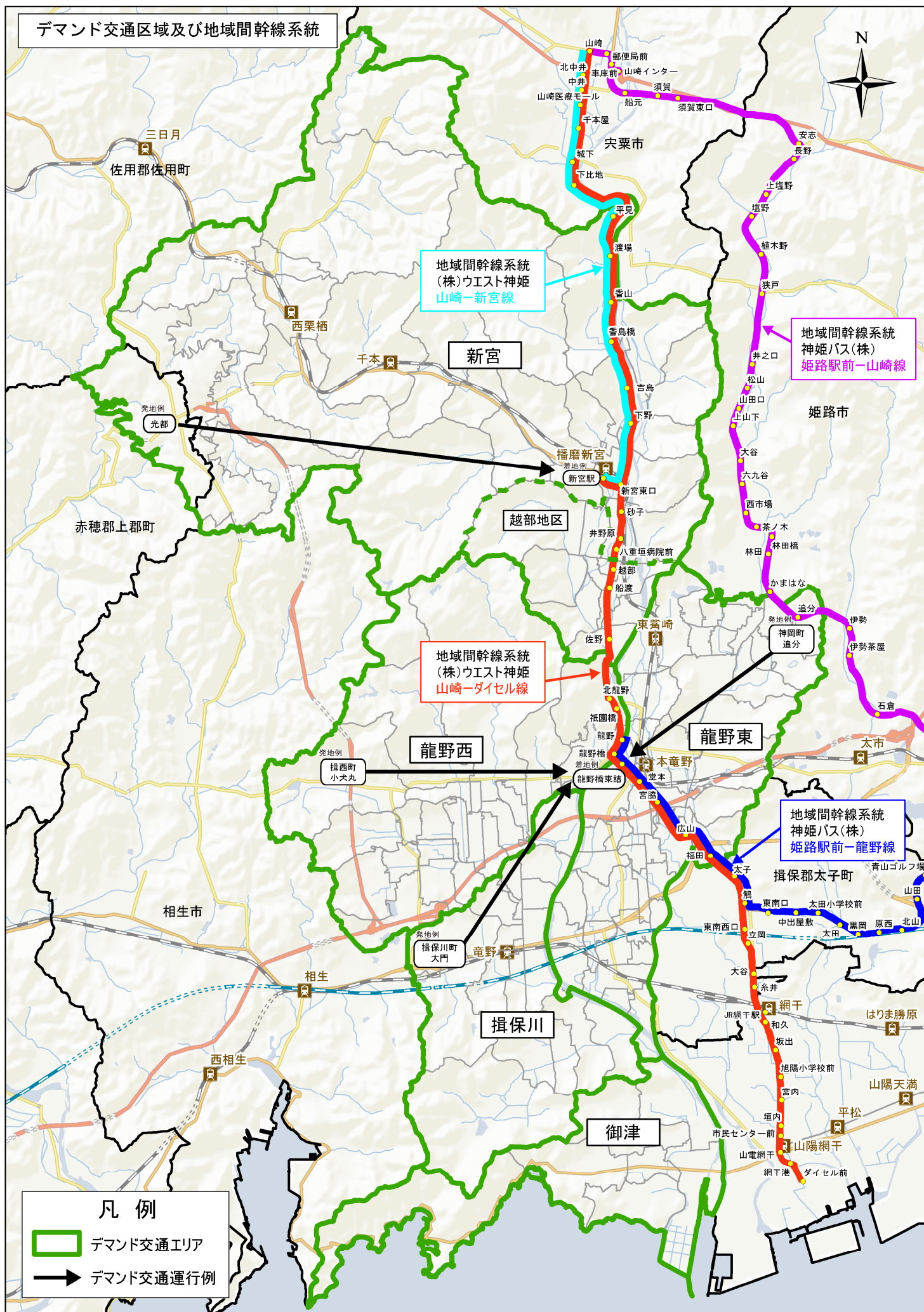
対 象 人 口	算定式	国庫補助上限額
64,997	$64,997 \text{人} \times 120 \text{円} \times 0.7 (\text{補正係数}) + 200 \text{万円}$	7,459千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)



平成27年国勢調査 人口集中地区（たつの市）



たつの市地域公共交通会議規約

(趣旨)

第1条 この規約は、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織、運営その他交通会議について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく持続可能な地域公共交通網の形成を図るために必要な事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及びその他旅客の利便性増進並びに地域の事情に即した輸送サービスの実現を図るために必要な事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人をもって組織する。

2 委員は、副市長及び別表に掲げる者のうちから市長が任命、又は委嘱する者。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 監事は、第3条第2項に規定する委員のうちから会長が指名する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行い、その結果を交通会議において報告する。

(会議)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 交通会議を招集するときは、委員に対し、日時、場所、協議事項等を通知しなければならない。

3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

4 会長が必要と認めるときは、交通会議の招集を行わず、書面による協議に代えることができる。この場合において、会長は、決定事項を書面により速やかに委員へ報告するものとする。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意

見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(代理出席)

第8条 やむを得ない理由により、交通会議に出席できない委員は、あらかじめ委任状を提出し、又は会長の許可を得て代理人を出席させることができる。

(会議の公開)

第9条 交通会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第10条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(議決)

第11条 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(協議結果の取扱い)

第12条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその協議結果を尊重しなければならない。

(ワーキンググループ)

第13条 交通会議は、協議又は調査のため必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、第3条に規定する構成員その他交通会議が必要と認めた者をワーキンググループ委員とすることができる。

3 ワーキンググループは、必要に応じて、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 ワーキンググループは、協議した事項について、交通会議へ報告するものとする。

(事務局)

第14条 交通会議の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局はたつの市公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第15条 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第16条 交通会議の運営に関する資金は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第17条 会長は、毎会計年度予算を調製し、交通会議の承認を得なければならない。

(決算)

第18条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく決算を調製し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第5条第5項の規定により当該監査の報告があった時は、当該監査に付した決算について交通会議の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第19条 交通会議の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝礼)

第20条 交通会議は、委員が会議に出席したときは、謝礼を予算の範囲内で支給することができる。

(交通会議が解散した場合の措置)

第21条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(補則)

第22条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年10月28日から施行する。

(経過措置)

2 最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(会計年度の特例)

3 交通会議の設立された日の属する年度の会計年度については、第15条の規定にかかわらず、設立された日から平成28年3月31日までとする。

別表（第3条関係）

委 員
市民団体又は市民の代表
交通事業者の職員
公益社団法人兵庫県バス協会の代表者又はその指名する者
一般社団法人兵庫県タクシー協会の代表者又はその指名する者
一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
国土交通省近畿運輸局神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長又はその指名する者
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所長又はその指名する者
兵庫県たつの警察署長又はその指名する者
兵庫県の関係行政機関の職員
たつの市の関係機関の職員
その他交通会議の運営に必要と認める者

たつの市地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、たつの市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第19条の規定に基づき、たつの市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、規約第17条又は第18条の規定により予算又は決算に係る承認を得たときは、当該承認された予算又は決算を速やかにたつの市長に報告しなければならない。

(出納員)

第3条 会長は、交通会議の出納その他会計事務を補助させるため、事務局職員のうちから出納員を命ずるものとする。

2 出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、たつの市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 会長は、交通会議に属する現金等を、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(収入及び支出の手続)

第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、たつの市の例により行うものとする。

2 会長又は出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成２７年１０月２８日から施行する。

別表第１（第４条関係）

款	項	目
１ 負担金	１ 負担金	１ 負担金
２ 補助金	１ 補助金	１ 補助金
３ 委託金	１ 委託金	１ 委託金
４ 繰越金	１ 繰越金	１ 繰越金
５ 諸収入	１ 諸収入	１ 雑入

別表第２（第４条関係）

款	項	目
１ 運営費	１ 会議費	１ 会議費
	２ 事務費	１ 事務費
２ 事業費	１ 事業費	１ 事業費
３ 返還金	１ 返還金	１ 返還金
４ 予備費	１ 予備費	１ 予備費